

1. 保険料控除申告書の記入例

●生命保険料控除（一般の生命・介護医療・個人年金）

令和XX年分 生命保険料控除証明書（個人年金用・一般用）

ご契約者 氏名 山太郎様	保険料払込期間 30年	年金種類 確定	適用制度 選定済生命保険控除制度
契約番号 (123) 4567890	契約日 平成16年11月15日	年金支給期間 10年	年金支給開始日 令和16年11月15日
払込方法 月払	年金受取人名 山太郎様	受取人生年月日 昭和35年4月27日	

令和XX年 9月までのお払込額を以下のとおり証明いたします。

一般生命保険料 (A)	配当金 (相当額) (B)	一般生命証明額 (A) - (B)
90,000円		90,000円
個人年金保険料 (C)	個人年金証明額 (C)	
22,500円	22,500円	

<ご参考> 本年中に12月期月分までの保険料をお払込みの場合、以下のとおり申告してください。

一般生命保険料 (a)	配当金 (相当額) (b)	一般生命申告額 (a) - (b)
120,000円		120,000円
個人年金保険料 (c)	個人年金申告額 (c)	
30,000円	30,000円	

証明日 令和XX年10月6日 △△生命保険

適用制度を確認し、申告書の「新・旧の区分」に“○”印をつけてください。

控除証明書

ご契約者(ご加入者)
山太郎様
証券番号
000-000000

保険種類
非更新型定期保険
契約日(更新日)
平成25年 1月 1日

保険期間
21年

年金支払期間

年金支払開始日

適用制度
新生命保険料控除制度

※適用制度(生命保険料控除税制改正)の説明については、裏面をご確認ください。

証明額

本年 7月までにお払込みいただいた保険料を、証明します。
本年12月まで保険料をお支払いいただく予定の場合は、下の「年間払込予定保険料額」の金額を申告してください。

個人年金保険料	うち一時払保険料等	配当金(相当額)	個人年金証明額
40,000円	0円	0円	40,000円
一般生命保険料	うち一時払保険料等	配当金(相当額)	一般証明額
34,405円	0円	0円	34,405円
介護医療保険料	うち一時払保険料等	配当金(相当額)	介護医療証明額
20,000円	0円	0円	20,000円

年間払込予定保険料額

本年12月まで保険料をお支払いいただく予定の場合は、こちらの金額を申告してください。

年間個人年金保険料	うち一時払保険料等	個人年金申告額
70,000円	0円	70,000円
年間一般生命保険料	うち一時払保険料等	一般申告額
58,980円	0円	58,980円
年間介護医療保険料	うち一時払保険料等	介護医療申告額
35,000円	0円	35,000円

1 ~ 8

各種控除証明書について、保険料控除申告書に必要事項を記入してください。(次頁参照)

重要

令和xx年分 小規模企業共済等掛金払込証明書
確定拠出年金(個人型年金)

氏名
住所

※iDeCo掛金の払込証明書
(小規模企業共済等掛金払込証明書)

本年10月までに払い込まれた金額	¥207,000-
11~12月に払い込まれる予定金額	¥69,000-
合計金額	¥276,000-

令和xx年xx月xx日発行

〒106-0032
東京都港区六本木6丁目1番21号
三井住友銀行六本木ビル

国民年金基金連合会

見本

●地震保険料控除・旧長期損害保険料控除

証明日 令和XX年10月6日

地震保険料控除対象掛金証明書

地震保険料控除(所得税法第77条)にか
証明事項を、下記のとおり証明します。
ご契約者 山太郎様

県 組合 支所	契約番号	契約年月日
27 300 123	1234	平成10年2月
掛金払込方法	共済期間	
年払	30年	
火災共済金額	内、住宅	
500万円	()万円	

地震	控除対象掛金	割戻金	控除対象掛金証明額
保険料	4,728円	-円	4,728円
旧長期	共済掛金	割戻金	差引掛金
損害	41,050円	1,094円	39,956円

満期返戻金あり

家財家具一式
XX農業協同組合

証明金額についての注意
【保険料控除の該当区分について】
この契約の共済掛金は、地震保険料控除または地震保険料控除の経過措置のいずれかを適用できます。税法にもとづき、計算した控除額のいずれか多い方をご選択ください。
【保険料控除の該当区分について】
この契約の共済掛金は、地震保険料控除または地震保険料控除の経過措置のいずれかを適用できます。税法にもとづき、計算した控除額のいずれか多い方をご選択ください。

1つの契約の中に「地震保険」「旧長期損害保険」の両方が含まれている場合は、控除額が大きい方(「地震保険」または「旧長期損害保険」)を選択してください。
※両方の控除を同時に受けることはできません。

このケースでは、「旧長期損害保険」の控除額が大きいため、39,956円を申告書に転記してください。

- 地震保険控除額 : 4,728円 (全額が控除額)
- 旧長期損害保険控除額 : 15,000円 (計算式: 39,956円×1/2+5,000円) ★上限15,000円

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

被保険者氏名
住所

令和xx年中(令和xx年1月1日から令和xx年9月30日まで)に納付された国民年金保険料の額は、次のとおりであることを証明します。

証明日 令和xx年10月1日
歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長

【令和xx年中の納付済保険料額】

○社会保険料控除(年末調整・確定申告)を申告される方へ

- 「③合計額」を申告してください。ただし、「③合計額」に記載がない方は、「①納付済額」を申告してください。
- 10月1日から12月31日までに、「①納付済額」または「③合計額」以外の保険料を納付された場合は、その分の領収書を添付し申告してください。

①納付済額	納付済保険料の証明額	135,360円
②見込額	10月1日から12月31日までに納付が見込まれる保険料額	45,120円
③合計額	①納付済額+②見込額 (②見込額がある場合に示す)	180,480円

「③合計額」を転記してください。
なお、「③合計額」が印字されていない場合、「①納付済額」を転記してください。

※お手元の証明書類を確認し、記入例を参考に記入してください。

保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は年支払期間	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人の氏名	新・旧の区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額) (a)	給与の支払者の確認印
1	△△生命保険	×××	××	○山太郎	○山太郎	新・旧 (a) 120,000 円	1
2	△△生命保険	×××	××	○山太郎	○山太郎	新・旧 (a) 58,980 円	2
3						新・旧 (a)	
4						新・旧 (a)	
5						新・旧 (a)	
6						新・旧 (a)	
7						新・旧 (a)	
(a)のうち新保険料等の金額の合計額		A	58,980 円	Aの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		① (最高40,000円) 34,745 円	計(①+②) ③ (最高40,000円) 40,000 円
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額		B	120,000 円	Bの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		② (最高50,000円) 50,000 円	②と③のいずれか大きい金額 ④ 50,000 円
8	△△生命保険	×××	21年	○山太郎	○山太郎	新・旧 (a) 35,000 円	3
9						新・旧 (a)	
10						新・旧 (a)	
(a)の金額の合計額		C	35,000 円	Cの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		④ (最高40,000円) 27,500 円	計(④+⑤) ⑥ (最高40,000円) 40,000 円
11	△△生命保険	確定年金	10年	○山太郎	平成46年11月15日 支払開始日	新・旧 (a) 30,000 円	4
12	△△生命保険	確定年金	21年	○山太郎	令和xx年xx月xx日 支払開始日	新・旧 (a) 70,000 円	5
13						新・旧 (a)	
(a)のうち新保険料等の金額の合計額		D	70,000 円	Dの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		④ (最高40,000円) 37,500 円	計(④+⑤) ⑥ (最高40,000円) 40,000 円
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額		E	30,000 円	Eの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		⑤ (最高50,000円) 27,500 円	⑤と⑥のいずれか大きい金額 ⑦ 40,000 円
計算式Ⅰ(新保険料等)※		計算式Ⅱ(旧保険料等)※		生命保険料控除額計(⑦+⑧+⑨) (最高120,000円)		117,500 円	
A, C又はDの金額		控除額の計算式		B又はEの金額		控除額の計算式	
20,000円以下		A, C又はDの金額		25,000円以下		B又はEの金額	
20,001円から40,000円まで		A, C又はD×1/2+10,000円		25,001円から50,000円まで		B又はE×1/2+12,500円	
40,001円から80,000円まで		A, C又はD×1/4+20,000円		50,001円から100,000円まで		B又はE×1/4+25,000円	
80,001円以上		一律に40,000円		100,001円以上		一律に50,000円	

※ 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

保険会社等の名称	保険等の種類(目的)	保険期間	保険等の契約者の氏名 保険等の対象となった家屋等に居住又は家財を利用している者の氏名	地震保険料又は旧長期損害保険料	あなたが本年中に支払った保険料等のうち、左欄の区分に係る金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額) (A)	給与の支払者の確認印	
14	××農業	建物更生	30年	○山太郎 ○山太郎	地震 旧長期	39,956 円	6
15					地震 旧長期		
16					地震 旧長期		
㊸のうち地震保険料の金額の合計額					㊹		
㊸のうち旧長期損害保険料の金額の合計額					㊺	39,956 円	
地震保険料控除額					㊻の金額 (最高50,000円) + ㊺の金額が10,000円を超える場合は、㊻×1/2+5,000円) ※	(最高15,000円) 15,000 円	
					=	(最高50,000円) 15,000 円	

社会保険の種類	保険料支払先の名称	保険料を負担している人の氏名	あなたが本年中に支払った保険料の金額	
17	国民年金	日本年金機構	○山 一郎	180,480 円
18				
(内)国民年金保険料等の金額			180,480 円	合計(控除額) 180,480 円

種類	あなたが本年中に支払った掛金の金額	
19	独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	
20	確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金	
21	確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金	276,000 円
22	心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金	
合計 控除額)		276,000 円

□部分は必ず、「支払った保険料の合計額」を記入してください。
(控除額は「支払った保険料の合計額」より、システムで自動算出し所得税の算出を行います)

社会保険料の内、「国民年金保険料等」の金額も記入してください。

iDeCo(イデコ)で支払った掛金は項番21の欄に記入してください。

2. 令和07年分 扶養控除等申告書の記入例

A 【世帯主の氏名・あなたとの続柄】
世帯主の氏名及びあなたとの続柄を記入してください。

B 【あなたの住所又は居所】
令和08年1月1日に予定する居所となっているか確認してください。(原則、住民票登録地) 変更がある場合のみ二重線を引き、正しい住所を記入してください。

C 【特定扶養親族】
(19歳以上23歳未満)
対象者は○印を記入してください。
【令和07年分】
平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれ

年度により「特定扶養親族」、「16歳未満の扶養親族」及び「老人扶養親族」に該当する生年月日が異なりますので、注意してください。

D 【16歳未満の扶養親族】
【令和07年分】
平成22年1月2日以降生まれ

※所得税、住民税の控除を受けることはできませんが、地方税法により義務付けられているため、必ず記入してください。
また、16歳未満の扶養親族が障害者に該当する場合、所得税及び住民税から障害者控除を受けることができます。
該当する障害区分に"○"をつけ、「左記の内容」欄に障害者氏名、障害者手帳の種類と交付年月日、障害の等級を記入してください。

令和07年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

新納税経置長等 氏名 株式会社〇〇	番号 123456789	生年月日 昭和50年 1月 20 日	あなたの運入番号 提出済み <input type="checkbox"/> 後日提出予定 <input type="checkbox"/>
税務署長 給付の支払者の法人(個人)番号	あなたの住所 〒113-0123 東京都〇〇区〇〇1-2-3	あなたの氏名 山 太郎	配偶者の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
市区町村長 所在地(住所)	あなたの扶養親族 あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生いずれにも該当しない場合は、以下の各欄には記入する必要はありません。	あなたの住所又は居所 〒113-0123 東京都〇〇区〇〇1-2-3	扶養区分 1:一般障害 2:特別障害 3:同居特別
あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族	扶養親族 1: 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/>	あなたの住所又は居所 〒113-0123 東京都〇〇区〇〇1-2-303	扶養区分 1:一般障害 2:特別障害 3:同居特別
主たる給付から控除を受ける	扶養親族 1: 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/>	あなたの住所又は居所 〒113-0123 東京都〇〇区〇〇1-2-303	扶養区分 1:一般障害 2:特別障害 3:同居特別
扶養親族 (16歳以上)	扶養親族 1: 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/>	あなたの住所又は居所 〒113-0123 東京都〇〇区〇〇1-2-3	扶養区分 1:一般障害 2:特別障害 3:同居特別
扶養親族 (16歳未満)	扶養親族 1: 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/>	あなたの住所又は居所 〒113-0123 東京都〇〇区〇〇1-2-3	扶養区分 1:一般障害 2:特別障害 3:同居特別
扶養親族 (老人)	扶養親族 1: 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/>	あなたの住所又は居所 〒113-0123 東京都〇〇区〇〇1-2-3	扶養区分 1:一般障害 2:特別障害 3:同居特別

E 【配偶者の有無】
戸籍上の配偶者有無について○を記入してください。

F 【年間所得の見積額】
※年間所得の見積額が58万円*を超える方は控除対象となりません。
※収入ではなく所得金額を記入してください。
●給与所得のみの場合
所得金額 = 収入 - 必要経費(65万円*)
●公的年金等に係る所得のみの場合
65歳未満の方
所得金額 = 収入 - 必要経費(60万円)
65歳以上の方
所得金額 = 収入 - 必要経費(110万円)
●所得がない場合は「0」円を記入
●遺族年金・障害年金・失業保険・傷病手当金・出産手当金等は含みません。

G 【異動月日及び事由】
扶養を追加・削除する際に記入してください。
★異動となった年月日、事由を記入してください。
①扶養を追加する場合の事由
事由：出生、養子縁組、離職等
②扶養を削除する場合の事由
事由：就職、離婚、死亡等
扶養から外す場合、二重線で消去してください。
【注意事項】
今年死亡した場合、今年に扶養対象となる為、二重線で消さないでください。

年少扶養 平成 22.01.02 以後に生まれた方 特定扶養 平成 15.01.02 ~ 平成 19.01.01 生まれ 老人扶養 昭和 31.01.01 以前に生まれた方

氏名 山 太郎	あなたの続柄 三男	生年月日 30年 11月 14日	住所又は居所 〒113-0123 東京都〇〇区〇〇1-2-3	扶養区分 1:一般障害 2:特別障害 3:同居特別	異動月日及び事由
氏名 山 太郎	あなたの続柄 三男	生年月日 30年 11月 14日	住所又は居所 〒113-0123 東京都〇〇区〇〇1-2-3	扶養区分 1:一般障害 2:特別障害 3:同居特別	異動月日及び事由

※令和7年分は、扶養控除等申告書に特定親族(19歳以上23歳未満かつ合計所得金額が58万円超123万円以下)の記入は不要です。申告する時は、「基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書」に記入してください。

H 【老人扶養親族(70歳以上)】
本人又は配偶者の直系尊属(父母、祖父母等)で、本人又は配偶者との同居を常況としている場合は、『1:同居老親等』、それ以外の場合は、『2:その他』に"○"印をつけてください。
【令和07年分】
昭和31年1月1日以前生まれ

★【同居老親等】に該当する場合(下記①②③すべてに該当)
①老人扶養親族(70歳以上)である。
②本人又は配偶者の直系の尊属(続柄:父母・祖父母など)である。(叔父、叔母は該当しない)
③本人又は配偶者と同居している。
(記入例)
住所又は居所
あなたの住所と同じ 1:別居(あなたの住所と異なる場合は、以下に住所をご記入ください)

★【その他】...「同居老親等」に該当しない「老人扶養親族」
(記入例)
住所又は居所
あなたの住所と同じ 1:別居(あなたの住所と異なる場合は、以下に住所をご記入ください)
北海道〇〇市▲▲町1-2-3

I 【他の所得者が控除を受ける扶養親族等】

あなたの収入が850万円超で、あなたと同一生計内の他の所得者が扶養している23歳未満の扶養親族、あるいは特別障害に該当する扶養親族がいる場合は、記入してください。
※所得金額調整控除の対象の判断に使用されます。

J 【寡婦、ひとり親、勤労学生】

該当する場合、○印をつけてください。

「3：寡婦」 本年中の合計所得金額が500万円以下で以下に該当する人
 ①夫と死別（生死不明）後、婚姻していない。
 ②夫と離婚してから婚姻しておらず、扶養親族を有する。

「4：ひとり親」 性別、婚姻歴にかかわらず扶養親族である子を有し、本年中の合計所得金額が500万円以下の人。

「5：勤労学生」 勤労学生として申告する場合は、学校名等を記入し、必要に応じて*在学証明書のコピーを添付してください。

*申告書裏面の「4 扶養親族等の範囲」の「⑤勤労学生」の欄を確認してください。
 ※勤労学生の場合、学校名、入学年月日及び本年中の所得の種類とその見積額を記入してください。

左記の内容（この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の(9)をお読み下さい。）

**〇〇大学、〇〇年〇〇月〇〇日入学、
給与所得、見積額50万円**

★寡婦又はひとり親の確認方法

以下の表にて確認し、該当する場合、「3」または「4」に○をして「左記の内容」に寡婦の事由を記入してください。

判定基準	3 寡婦		4 ひとり親
	(1)	(2)	
あなたの性別	女性のみ		性別は問わない
配偶者について	夫と離婚した後婚姻していない人	夫と死別した後婚姻していない人	婚姻をしていない人 (未婚のひとり親含む)
扶養・生計の状況	「子」以外の「扶養親族」有り ※「子」が有る場合はひとり親に該当	夫の生死の明らかでない人	配偶者の生死の明らかでない人
合計所得金額	500万円以下	「扶養親族」の有無は問わない ※「子」が有る場合はひとり親に該当	「扶養親族の子」有り
	500万円以下	500万円以下	500万円以下

※所得が500万円以下（給与収入では、677万7,778円以下）かどうかは、年末調整システムにて自動判断します。所得要件を除き該当する場合、「3」または「4」に○を記入してください。

あなたに東京控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生いずれにも該当しない場合には、以下の各欄には記入する必要はありません。

区分	氏名	あなたとの続柄	生年月日	扶養	老人控除対象配偶者又は老人扶養親族	特定扶養親族	住所又は居所	原簿控除対象配偶者	非居住者である親族	年間所得の見積額(生計を一にする事実)	障害区分	日及び事由(※)
A 配偶者(同一生計)	山 花子	妻	42年11月25日	扶養	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当		東京都〇〇区××町1-2-303	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当		230000円	1:一般障害 2:特別障害 3:同居特別	
B 扶養親族	山 一郎	長男	17年07月21日	扶養	<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他		東京都〇〇区××町1-2-303	<input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上		0円	1:一般障害 2:特別障害 3:同居特別	
控除対象	山 次郎	次男	16年05月20日	扶養	<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他			<input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上		0円	1:一般障害 2:特別障害 3:同居特別	令和7年4月1日就職の為
扶養親族	山 祖母美	祖母	14年05月13日	扶養	<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他		北海道〇〇市▲▲町1-2-3	<input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上		0円	1:一般障害 2:特別障害 3:同居特別	
C 配偶者(非同一生計)				扶養	<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他			<input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上		0円	1:一般障害 2:特別障害 3:同居特別	
D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等				扶養	<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他			<input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上		0円	1:一般障害 2:特別障害 3:同居特別	

左記の内容 (この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の(9)をお読み下さい。)

山 一郎 身体障害者手帳 ○年○月○日交付 東京都 XXXXXX号 2級 別居
 山 三郎 身体障害者手帳 ○年○月○日交付 東京都 XXXXXX号 4級

年少扶養 平成 22.01.02 以後に生まれた方 特定扶養 平成15.01.02 ~ 平成19.01.01 生まれ 老人扶養 昭和 31.01.01 以前に生まれた方

氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除を受ける他の所得者	障害区分	日及び事由
山 三郎	三男	30年11月14日			1:一般障害 2:特別障害 3:同居特別	

左の「年間所得の見積額」欄には、退職所得を除いた所得の見積額を記載します。

配偶者又はひとり親
 寡婦
 ひとり親

L 【個人番号】
 チェックボックスが印刷されます。空欄の場合はどちらかにチェックを入れてください。
※マイナンバーは、記入しないでください。

K 【障害者】

①ご本人様を障害者として申告する場合は、該当する障害者区分に“○”印をつけ、「左記の内容」欄に、障害者手帳の種類と交付年月日、障害の等級を記入してください。
 ②扶養親族で障害者として申告する場合は、各扶養親族欄の障害区分の該当する項目に“○”印をつけ、「左記の内容」欄に障害者氏名、障害者手帳の種類と交付年月日、障害の等級を記入してください。
 「①」「②」のいずれも、証明書類として、「障害者手帳のコピー」を添付してください。

障害等級早見表	1:一般障害	2:特別障害
身体障害者手帳	3級~6級	1級・2級
精神障害者保健福祉手帳	2級・3級	1級
療育手帳	B・B1・B2・C 3度・4度	A・A1・A2 1度・2度

※「2:特別障害」のうち、本人又は配偶者若しくは本人と生計を一にするその他の親族のいずれかと同居している場合は、「同居特別障害」(3:同居特別)に該当します。

M 【控除対象外国扶養親族】

①国内に住所を有しない16歳未満の扶養親族に該当する場合に“○”印を付けてください。
 この場合、親族関係書類及び送金関係書類を令和8年3月16日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。

* 退職手当を有する配偶者・扶養者及び非居住である親族がいる場合の記入例

区分	氏名	あなたの統括	生年月日	扶養	控除対象扶養親族 又は老人扶養親族	特定扶養親族	住所又は居所	年間の所得の見積額 生計を一にする事実	障害区分	異動月日及び事由
主たる給年 から控除 を受ける	A 配偶者 (同一住所) 源泉控除対象	○山 花子	明・大(地)平 42年11月28日	○	1: 該当 2: 非該当		○ 該当 ○ 非該当	0円	1: 一般障害 2: 特別障害 3: 同居特別	
	個人番号	提出済み	後日提出予定							
	1 ○山 一郎	長男	明・大(昭)平 17年07月21日	○	1: 同居老親等 2: その他		○ 30歳未満又は70歳以上 □ 留学 □ 障害者 □ 38万円以上の支払	1,000,000円	1: 一般障害 2: 特別障害 3: 同居特別	
	個人番号	提出済み	後日提出予定							
控除対象 扶養親族 (16歳以上)	2 ○山 次郎	次男	明・大(昭)平 14年08月30日	○	1: 同居老親等 2: その他		○ 30歳未満又は70歳以上 □ 留学 □ 障害者 □ 38万円以上の支払	0円	1: 一般障害 2: 特別障害 3: 同居特別	令和4年4月1日 就職の満
	個人番号	提出済み	後日提出予定							
	3 ○山 祖母美	祖母	明・大(昭)平 14年06月13日	○	1: 同居老親等 2: その他		○ 30歳未満又は70歳以上 □ 留学 □ 障害者 □ 38万円以上の支払	0円	1: 一般障害 2: 特別障害 3: 同居特別	
	個人番号	提出済み	後日提出予定							
C 左記の内容										
1 一般障害者 3 寡婦 左記の内容 2 特別障害者 4 ひとり親 ○山 一郎 身体障害者手帳 ○年○月○日交付 東京都 XXXXXX号 2級 別居 ○山 三郎 身体障害者手帳 ○年○月○日交付 東京都 XXXXXX号 4級										
D 他のもので控除を受ける扶養親族等										

N 【非居住者である親族】

① 配偶者が非居住である場合、
「非居住者である親族」欄に"○"印をつけてください。

② 控除対象扶養親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が16歳以上30歳未満、又は、70歳以上の場合、
「30歳未満又は70歳以上」に☑してください。

③ 控除対象扶養親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が30歳以上70歳未満の場合、「留学」、「障害者」、又は「38万円以上の支払」のうち該当する項目に☑してください。

④ 「生計を一にする事実」欄には送金した金額を記入してください。

⑤ 親族関係書類※及び送金関係書類※を申告書に添付してください。
なお、「留学」に☑した場合は留学ビザ等書類、「38万円以上の支払」に☑した場合は送金額が38万円以上であることを確認できる「送金関係書類」の添付が必要です。

※親族関係書類
非居住者があなたの親族であることを証明する書類。
外国語である場合、翻訳文が必要です。

- ・戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及び国外居住親族のパスポートの写し
- ・外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類
(非居住者の氏名、生年月日及び住所の記載があるもの)

※送金関係書類
・金融機関もしくはクレジットカード会社発行の書類またはそのコピーで、非居住者であるそれぞれの生活費または教育費をあなたが支払ったことを明らかにする書類。当年度のものを出してください。

※「居住者」と「非居住者」の区分とは？
<国税庁No.2875 居住者と非居住者の区分 より>
所得税法では、「居住者」とは、国内に「住所」を有し、または、現在まで引き続き1年以上「居所」を有する個人をいい、「居住者」以外の個人を『非居住者』と規定しています。

氏名	あなたの統括	生年月日	住所又は居所	控除対象扶養親族 非居住者である親族	年間の所得の見積額 (※右記参照)	障害区分	異動月日及び事由	※左の「年間所得の見積額」欄には、退職所得を除いた所得の見積額を記載します。
1 ○山 三郎	三男	平・希 30年11月14日		○ 該当 ○ 非該当	0円	1: 一般障害 2: 特別障害 3: 同居特別		
個人番号	提出済み	後日提出予定						
2								
個人番号	提出済み	後日提出予定						
退職手当等を有する 配偶者・扶養親族	1 ○山 花子	妻	明・大(地)平 42年11月28日	○ 配偶者 □ 30歳未満又は70歳以上 □ 留学 □ 障害者 □ 38万円以上の支払	650,000円	1: 一般障害 2: 特別障害 3: 同居特別		
個人番号	提出済み	後日提出予定						

◎ 「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給付の支払者を經由して市区町村長に提出しなければならないとされている給付所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

O 【退職手当を有する配偶者・扶養親族】※住民税の控除の対象の判断に使用されます。

退職手当等の支払を受ける配偶者（退職所得を除いた年間所得の見積額が133万円以下）又は扶養親族（退職所得を除いた年間所得の見積額が58万円以下）がいる場合、記入してください。

- ① 退職手当等の支払を受ける配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄の「配偶者」に☑してください。
- ② 退職手当等の支払を受ける扶養親族が非居住者で、その非居住者の年齢が30歳未満又は70歳以上である場合には、「非居住者である親族」欄の「30歳未満又は70歳以上」に☑してください。
- ③ 退職手当等の支払を受ける扶養親族が非居住者で、30歳以上70歳未満の場合には、「留学」、「障害者」又は「38万円以上の支払」の該当するいずれかの項目に☑してください。

なお、「留学」に☑をした場合、留学ビザ等書類及び送金関係書類を令和8年3月16日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。

また、「障害者」にチェックした場合、障害区分の欄のいずれかに"○"印をつけてください。

* 退職所得の算出方法 *

(収入金額(源泉徴収される前の金額) - 退職所得控除額)

勤続年数(=A)	退職所得控除額
20年以下	40万円×A (80万円に満たない場合には、80万円)
20年超	800万円 + 70万円×(A-20年)

P 【寡婦又はひとり親】

退職所得を除いた年間所得の見積額が58万円以下となる扶養親族を有することにより、あなたが寡婦又はひとり親に該当する場合に、☑してください。

- ・あなたの合計所得金額の見積額が500万円以下、その扶養親族の対象が「子」以外で、寡婦に該当する場合、寡婦に☑してください。
- ・あなたの合計所得金額の見積額が500万円以下、その扶養親族の対象が「子」で、ひとり親に該当する場合、ひとり親に☑してください。

I 【他の所得者が控除を受ける扶養親族等】

あなたの収入が850万円超で、あなたと同一生計内の他の所得者が扶養している23歳未満の扶養親族、あるいは特別障害に該当する扶養親族がいる場合は、記入してください。
※所得金額調整控除の対象の判断に使用されます。

区分	氏名	あなたの続柄	生年月日	扶養	老人控除対象配偶者又は老人扶養親族	特別障害者又は特別障害者	住所又は居所	障害控除対象配偶者	非居住者である親族	年間所得の見積額(生計を一にする事実)	障害区分	K	及び事由
主たる給付を受ける者	山 花子	妻	42.01.26	○	1: 該当 2: 非該当		東京都〇〇区××町1-2-303	○ 該当 □ 非該当	○ 該当する場合は○を記載	230000	1: 一般障害 2: 特別障害 3: 同属特別		
給付から控除を受ける者	山 一郎	長男	17.02.21	○	1: 同居老親等 2: その他		東京都〇〇区××町1-2-303	□ 30歳未満又は70歳以上 □ 留学 □ 障害者 □ 38万円以上の支払		0	1: 一般障害 2: 特別障害 3: 同属特別		
	山 さくら	長女	19.12.19	○	1: 同居老親等 2: その他		北海道〇〇市▲▲町1-2-3	□ 30歳未満又は70歳以上 □ 留学 □ 障害者 □ 38万円以上の支払		0	1: 一般障害 2: 特別障害 3: 同属特別		
他の所得者が控除を受ける扶養親族等	山 祖母美	祖母	14.05.13	○	1: 同居老親等 2: その他		北海道〇〇市▲▲町1-2-3	□ 30歳未満又は70歳以上 □ 留学 □ 障害者 □ 38万円以上の支払		0	1: 一般障害 2: 特別障害 3: 同属特別		

J 【寡婦、ひとり親、勤労学生】

該当する場合、○印をつけてください。

「3：寡婦」 本年中の合計所得金額が500万円以下で以下に該当する人
 ①夫と死別（生死不明）後、婚姻していない。
 ②夫と離婚してから婚姻しておらず、扶養親族を有する。

「4：ひとり親」 性別、婚姻歴にかかわらず扶養親族である子を有し、本年中の合計所得金額が500万円以下の人。

「5：勤労学生」
 勤労学生として申告する場合は、学校名等を記入し、必要に応じて*在学証明書のコピーを添付してください。

*申告書裏面の「4 扶養親族等の範囲」の「⑤勤労学生」の欄を確認してください。
 ※勤労学生の場合、学校名、入学年月日及び本年中の所得の種類とその見積額を記入してください。

左記の内容（この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の(9)をお読み下さい。）

〇〇大学、〇〇年〇〇月〇〇日入学、
 給与所得、見積額50万円

氏名	あなたの続柄	生年月日	住所又は居所	控除を受ける他の所得者	障害区分	K	及び事由
山 一郎	三男	10.11.14	東京都〇〇区××町1-2-303	〇 該当 □ 非該当	1: 一般障害 2: 特別障害 3: 同属特別		

L 【個人番号】
 チェックボックスが印刷されます。空欄の場合はどちらかにチェックを入れてください。
 ※マイナンバーは、記入しないでください。

M 【控除対象外国扶養親族】

①国内に住所を有しない16歳未満の扶養親族に該当する場合には「○」印を付けてください。
 この場合、親族関係書類及び送金関係書類を令和9年3月15日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。

★寡婦又はひとり親の確認方法

以下の表にて確認し、該当する場合、「3」または「4」に○をして「左記の内容」に寡婦の事由を記載ください。

判定基準	3 寡婦		4 ひとり親
	(1)	(2)	
あなたの性別	女性のみ		性別は問わない
配偶者について	夫と離婚した後婚姻していない人	夫と死別した後婚姻していない人	婚姻をしていない人 (未婚のひとり親含む)
扶養・生計の状況	「子」以外の「扶養親族」有り ※「子」が有る場合はひとり親に該当	「扶養親族」の有無は問わない ※「子」が有る場合はひとり親に該当	配偶者の生死の明らかでない人 「扶養親族の子」有り
合計所得金額	500万円以下	500万円以下	500万円以下

※所得が500万円以下（給与収入では、677万7,778円以下）かどうかは、年末調整システムにて自動判断します。所得要件を除き該当する場合、「3」または「4」に○をご記入ください。

K 【障害者】

①ご本人様を障害者として申告する場合は、該当する障害者区分に「○」印をつけ、「左記の内容」欄に、障害者手帳の種類と交付年月日、障害の等級を記入してください。
 ②扶養親族で障害者として申告する場合は、各扶養親族欄の障害区分の該当する項目に「○」印をつけ、「左記の内容」欄に障害者氏名、障害者手帳の種類と交付年月日、障害の等級を記入してください。
 「①」「②」のいずれも、証明書類として、「障害者手帳のコピー」を添付してください。

障害等級早見表	1：一般障害	2：特別障害
身体障害者手帳	3級～6級	1級・2級
精神障害者保健福祉手帳	2級・3級	1級
療育手帳	B・B1・B2・C 3度・4度	A・A1・A2 1度・2度

※「2：特別障害」のうち、本人又は配偶者若しくは本人と生計を一にするその他の親族のいずれかと同居している場合は、「同居特別障害」（3：同居特別）に該当します。

* 退職手当を有する配偶者・扶養者及び非居住である親族がいる場合の記入例

区分	氏名	あなたの続柄	生年月日	扶養	老人控除対象配偶者又は老人扶養親族	特定扶養親族又は特定扶養親族	住所又は居所	源泉控除対象配偶者	非居住者である親族	年の見積額にする事実	障害区分	異動月日及び事由
A 配偶者 (同一生計) (源泉控除対象)	○山 花子		明・大・昭・平 42年11月25日	○	1: 該当 2: 非該当		○: あなたの住所と同じ □: 別居(下記に記入)	○: 該当 □: 非該当	○: 該当する場合は○を記載		1: 一般障害 2: 特別障害 3: 同居特別	
	個人番号	提出済み	後日提出予定									
	1 ○山 一郎	長男	明・大・昭・平 17年07月21日		1: 同居老親等 2: その他	○: 特定扶養親族 □: 特定親族	○: あなたの住所と同じ □: 別居(下記に記入)	○: 30歳未満又は70歳以上 □: 留学 □: 障害者 □: 38万円以上の支払	1,000,000円 900,000円		1: 一般障害 2: 特別障害 3: 同居特別	
	個人番号	提出済み	後日提出予定									
B 源泉控除対象親族 (16歳以上)	2 ○山 さくら	長女	明・大・昭・平 18年10月19日		1: 同居老親等 2: その他	○: 特定扶養親族 □: 特定親族	○: あなたの住所と同じ □: 別居(下記に記入)	○: 30歳未満又は70歳以上 □: 留学 □: 障害者 □: 38万円以上の支払			1: 一般障害 2: 特別障害 3: 同居特別	
	個人番号	提出済み	後日提出予定									
	3 ○山 祖母美	祖母	明・大・昭・平 14年08月18日		1: 同居老親等 2: その他	○: 特定扶養親族 □: 特定親族	○: あなたの住所と同じ □: 別居(下記に記入)	○: 30歳未満又は70歳以上 □: 留学 □: 障害者 □: 38万円以上の支払			1: 一般障害 2: 特別障害 3: 同居特別	
	個人番号	提出済み	後日提出予定									
C 配偶者以外の親族又は勤労学生 (16歳未満の親族又は勤労学生) (16歳以上の親族又は勤労学生)	1 一般障害者 2 特別障害者	3 寡婦 4 ひとり親 5 勤労学生	左記の内容 (この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の(8)をお読み下さい。)					異動月日及び事由 (本年1月1日以前に異動してください。)				
	○山 一郎 身体障害者手帳 ○年○月○日交付 東京都 XXXXX号 2級 別居 ○山 三郎 身体障害者手帳 ○年○月○日交付 東京都 XXXXX号 4級											
D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたの続柄	生年月日	住所又は居所	控除を受ける他の所得者	氏名	あなたの続柄	住所又は居所	障害区分	異動月日及び事由		

N 【非居住者である親族】

①配偶者が非居住である場合、「非居住者である親族」欄に"○"印をつけてください。

②控除対象扶養親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が16歳以上30歳未満、又は、70歳以上の場合、「30歳未満又は70歳以上」に○をつけてください。

③控除対象扶養親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が30歳以上70歳未満の場合、「留学」、「障害者」、又は「38万円以上の支払」のうち該当する項目に○をつけてください。

④「生計を一にする事実」欄には送金した金額を記入してください。

⑤親族関係書類※及び送金関係書類※を申告書に添付してください。なお、「留学」に○した場合は留学ビザ等書類、「38万円以上の支払」に○した場合は送金額が38万円以上であることを確認できる「送金関係書類」の添付が必要です。

N 非居住者である親族
※該当する場合は○を記載

P 30歳未満又は70歳以上
□ 留学 □ 障害者
□ 38万円以上の支払

P 30歳未満又は70歳以上
□ 留学 □ 障害者
□ 38万円以上の支払

年少扶養 平成23.01.02以後に生まれた方 特定扶養・特定親族 平成16.01.02～平成20.01.01生まれ 老人扶養 昭和32.01.01以前に生まれた方

氏名	あなたの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外国扶養親族 非居住者である親族	年間所得の見積額 (※右記参照)	障害区分	異動月日及び事由 (※右記参照)	※左の「年間所得の見積額」欄には、退職所得を除いた所得の見積額を記載します。
○山 三郎	三男	○年○月○日	○: あなたの住所と同じ □: 別居(異なる場合は、ご記入ください)	※控除対象外国扶養親族は○を記載	0	○: 一般障害 □: 特別障害 □: 同居特別		
○山 花子	妻	明・大・昭・平 42年11月25日		○: 配偶者 □: 30歳未満又は70歳以上 □: 留学 □: 障害者 □: 38万円以上の支払	650,000円	1: 一般障害 2: 特別障害 3: 同居特別		

○「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

O 【退職手当を有する配偶者・扶養親族】※住民税の控除の対象の判断に使用されます。

退職手当等の支払を受ける配偶者（退職所得を除いた年間所得の見積額が133万円以下）又は扶養親族（退職所得を除いた年間所得の見積額が58万円以下）がいる場合、記入してください。

①退職手当等の支払を受ける配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄の「配偶者」に○をつけてください。

②退職手当等の支払を受ける扶養親族が非居住者で、その非居住者の年齢が30歳未満又は70歳以上である場合には、「非居住者である親族」欄の「30歳未満又は70歳以上」に○をつけてください。

③退職手当等の支払を受ける扶養親族が非居住者で、30歳以上70歳未満の場合には、「留学」、「障害者」又は「38万円以上の支払」の該当するいずれかの項目に○をつけてください。

なお、「留学」に○をした場合、留学ビザ等書類及び送金関係書類を令和9年3月15日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。

また、「障害者」にチェックした場合、障害区分の欄のいずれかに"○"印をつけてください。

* 退職所得の算出方法 *

(収入金額(源泉徴収される前の金額) - 退職所得控除額)

<退職所得控除額の計算表>

勤続年数(=A)	退職所得控除額
20年以下	40万円×A (80万円に満たない場合には、80万円)
20年超	800万円+70万円×(A-20年)

P 【寡婦又はひとり親】

退職所得を除いた年間所得の見積額が58万円以下となる扶養親族を有することにより、あなたが寡婦又はひとり親に該当する場合に、○してください。

・あなたの合計所得金額の見積額が500万円以下、その扶養親族の対象が「子」以外で、寡婦に該当する場合、寡婦に○してください。

・あなたの合計所得金額の見積額が500万円以下、その扶養親族の対象が「子」で、ひとり親に該当する場合、ひとり親に○してください。

※親族関係書類

非居住者があなたの親族であることを証明する書類。外国語である場合、翻訳文が必要です。

- ・戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及び国外居住親族のパスポートの写し
- ・外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類 (非居住者の氏名、生年月日及び住所の記載があるもの)

※送金関係書類

- ・金融機関もしくはクレジットカード会社発行の書類またはそのコピーで、非居住者であるそれぞれの生活費または教育費をあなたが支払ったことを明らかにする書類。当年度のものを提出してください。

※「居住者」と「非居住者」の区分とは？

<国税庁No.2875 居住者と非居住者の区分 より>

所得税法では、「居住者」とは、国内に「住所」を有し、または、現在まで引き続き1年以上「居所」を有する個人をいい、「居住者」以外の個人を『非居住者』と規定しています。

4. 基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書の記入例

A 給与と所得者の基礎控除申告書 ◆
あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	9,000,000 円	7,000,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		0 円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		7,000,000 円

○ 控除額の計算

判定	収入金額	所得金額	区分
<input type="checkbox"/>	132万円以下	85万円	区分Ⅰ
<input type="checkbox"/>	132万円超 336万円以下	88万円	A (左のA~Dを記載)
<input type="checkbox"/>	336万円超 489万円以下	68万円	
<input type="checkbox"/>	489万円超 655万円以下	63万円	基礎控除の額
<input checked="" type="checkbox"/>	655万円超 900万円以下	58万円	
<input type="checkbox"/>	900万円超 950万円以下	58万円	B
<input type="checkbox"/>	950万円超 1,000万円以下	58万円	
<input type="checkbox"/>	1,000万円超 2,350万円以下	45万円	C
<input type="checkbox"/>	2,350万円超 2,400万円以下	45万円	
<input type="checkbox"/>	2,400万円超 2,450万円以下	32万円	D
<input type="checkbox"/>	2,450万円超 2,500万円以下	16万円	
<input type="checkbox"/>	2,500万円超	0万円	

◆ 給与と所得者の配偶者控除等申告書 ◆
あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

(フリガナ) 配偶者の氏名 ○山 花子

判定①、②、③に該当するとき 扶養控除申告書の記載内容と同じ
判定④に該当するとき 提出済み 後日提出予定

配偶者の個人番号 明大 昭平 年 月 日

あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	1,300,000 円	650,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		0 円
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		* 650,000 円

配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	1,300,000 円	650,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		0 円
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		* 650,000 円

判定

判定	収入金額	所得金額	区分
<input type="checkbox"/>	55万円以下かつ年齢70歳以上(老人扶養)	0円	区分Ⅱ
<input type="checkbox"/>	55万円以下かつ年齢70歳未満(扶養)	0円	②
<input checked="" type="checkbox"/>	58万円超95万円以下	0円	
<input type="checkbox"/>	95万円超133万円以下	0円	③
<input type="checkbox"/>	133万円超	0円	④

配偶者控除の額 0 円
配偶者特別控除の額 380,000 円

控除額の計算		区分Ⅱ										
		(4) (上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額」)(※控除の金額)										
区分	控除額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	
A	48万円	38万円	33万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円	0円
B	32万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円	0円	0円
C	16万円	13万円	12万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円	0円
D	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

概要 配偶者控除 配偶者特別控除

C 配偶者控除、もしくは配偶者特別控除を申告する場合、配偶者の情報（氏名等）を記入してください。
「扶養控除等申告書の記載内容と同じ」であれば☑チェックマークをいれてください。

D 1)「配偶者の合計所得」の合計額より該当するものに☑チェックマークをいれてください。
2)☑チェックマークを入れた①～⑤を「区分Ⅱ」として記入してください。

F 配偶者控除の額または配偶者特別控除の額を記入してください。

A 下記「*「A欄」の所得金額の算出方法」を確認して、「あなたの合計所得金額」及び「配偶者の合計所得金額」の(1)・(2)・(1)と(2)の合計額を記入してください。
上図の例は、以下の通り

- あなたの給与収入 900万円
所得金額調整控除有り
- 配偶者の給与収入 130万円

B 1)あなたの合計所得金額の合計額より、「判定」欄の該当するものに☑チェックマークをいれてください
2)☑チェックマークをいれた(A)～(D)を「区分Ⅰ」に記入してください。
3)基礎控除の額を記入してください。

E 「区分Ⅰ」と「区分Ⅱ」のクロスする金額が控除金額となります。
※上図の例の場合、配偶者特別控除が38万円となります。

* 「A欄」の所得金額の算出方法

給与の収入金額 (a)		給与と所得の金額	
1円以上	650,999円以下	0円 = 所得金額	
651,000円以上	1,899,999円以下	(a) - 650,000円 = 所得金額	
1,900,000円以上	3,599,999円以下	①: (a) ÷ 4(千円未満切捨て) = (b) ⇒ ②: (b) × 2.8 - 80,000円 = 所得金額	
3,600,000円以上	6,599,999円以下	①: (a) ÷ 4(千円未満切捨て) = (b) ⇒ ②: (b) × 3.2 - 440,000円 = 所得金額	
6,600,000円以上	8,499,999円以下	(a) × 90% - 1,100,000円 = 所得金額	
8,500,000円以上		(a) - 1,950,000円 = 所得金額	

①あなたの所得金額の見積額
(A)給与等の収入額 - (B)給与所得控除額 = 所得金額
9,000,000円 - 1,950,000円 = **7,050,000円**

②あなたが所得金額調整控除の対象となる場合
(給与等の収入金額 - 8,500,000円) × 10% = 所得金額調整控除の額(※)
(9,000,000円 - 8,500,000円) × 10% = 50,000円

③あなたの所得金額の見積額 (① - ②)
7,050,000円 - 50,000円 = **7,000,000円**

(※)所得金額調整控除の額の算出方法
(給与の収入金額(※) - 850万円) × 10%
※給与の収入金額が1,000万円を超える場合は、1,000万円

配偶者の所得金額の見積額
(A)給与等の収入額 - (B)給与所得控除額 = 所得金額
1,300,000円 - 650,000円 = **650,000円**

◆ 給与所得者の特定親族特別控除申告書 ◆

○ 特定親族の氏名等		特定親族の個人番号	あなたとの続柄	特定親族の生年月日 (平成15.1.2生～平成19.1.1生)	あなたと特定親族の住所又は居所が異なる場合の特定親族の住所又は居所	非居住者である特定生計を一にする事	G 特定親族の本年中の合計所得金額の見積額	H 特定親族特別控除の額
1	(フリガナ) 特定親族の氏名 マルヤマ サクラ ○山 さくら							
2		<input type="checkbox"/> 提出済み <input type="checkbox"/> 後日提出予定		平成 年 月 日			円	円

○ 控除額の計算

特定親族の本年中の合計所得金額の見積額	58万円超85万円以下	85万円超90万円以下	90万円超95万円以下	95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超123万円以下
控除額	63万円	61万円	51万円	41万円	31万円	21万円	11万円	6万円	3万円

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合、記載する必要はありません。 23歳未満 平成15年1月2日以後に生まれた方

要件	あなた自身が特別障害者 (右の★欄のみを記載)	同一生計配偶者又は扶養親族の氏名	左記の者の個人番号		左記の者の生年月日		★特別障害者に該当する事実 (欄面「3-2(4)」を参照)
			<input checked="" type="checkbox"/> 提出済み <input type="checkbox"/> 後日提出予定	明大 昭 平 令	年 月 日		
<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者が特別障害者 (右の★欄及び★欄のみを記載)		マルヤマ サクラ					
<input type="checkbox"/> 扶養親族が特別障害者 (右の★欄及び★欄のみを記載)		○山 三郎					
<input checked="" type="checkbox"/> 扶養親族が年齢23歳未満 (右の★欄のみを記載)							

(注) 「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払いを受ける人及び白色専従者を除きます。)で、本年中の合計所得金額の見積額が50万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下)の人をいいます。

G

特定親族の合計所得金額の見積額を記入してください。
* 居住者と生計を一にする年齢19歳以上23未満の親族で合計所得金額が58万円超123万円以下の人が対象となります。

長女の所得金額の見積額 (P.10「A欄」の所得金額の算出方法)より
給与収入の金額が1,550,000円の場合の計算例

$$(A) \text{給与等の収入額} - (B) \text{給与所得控除額} = \text{所得金額}$$

$$1,550,000 \text{円} - 650,000 \text{円} = \mathbf{900,000 \text{円}}$$

なお、給与収入が1,880,000円以下の場合、給与所得控除額は一律650,000円となります。

I

- 1) 所得金額調整控除の対象となる場合は、「要件」欄の該当するものに チェックマークをいれてください。
- 2) 「★扶養親族等」欄、「★特別障害者」欄に該当する方の氏名等を記入してください。

※該当する方が他の所得者が控除を受ける扶養親族の場合、「扶養控除等申告書」の「D他の所得者が控除を受ける扶養親族等」欄に該当する方の氏名等を記入してください。

H

特定親族特別控除の額を記入してください。
上記の例は、G欄より「長女の所得金額の見積額」は900,000円、下記表より、「特定親族特別控除額」は**610,000円**となります。

特定親族の合計所得金額 (収入が給与の場合の収入金額)	特定親族特別控除額
58万円超～85万円以下 (123万円超 150万円以下)	63万円
85万円超～90万円以下 (150万円超 155万円以下)	61万円
90万円超～95万円以下 (155万円超 160万円以下)	51万円
95万円超～100万円以下 (160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超～105万円以下 (165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超～110万円以下 (170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超～115万円以下 (175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超～120万円以下 (180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超～123万円以下 (185万円超 188万円以下)	3万円

5. 令和07年分 扶養控除等申告書の配偶者欄の記入方法と記入例

★扶養控除等申告書の配偶者欄の記入方法

配偶者の合計所得金額と、本人（＝給与所得者）の合計所得金額により、受けられる控除が変わります。下記について、ご確認の上、申請してください。

1. 用語の説明

配偶者について、以下①②③の定義のいずれかに該当する場合、申告してください。

①『同一生計配偶者』

配偶者の所得が58万円以下の場合、『同一生計配偶者』となります。
同一生計配偶者は障害者に該当する場合、障害者控除を受けることができます。

②『控除対象配偶者』

配偶者の所得が58万円以下かつ本人の所得が1,000万円以下の場合、『控除対象配偶者』となります。控除対象配偶者は配偶者控除を受けることができます。

また、該当する場合、配偶者の老人加算と障害者控除を受けることができます。

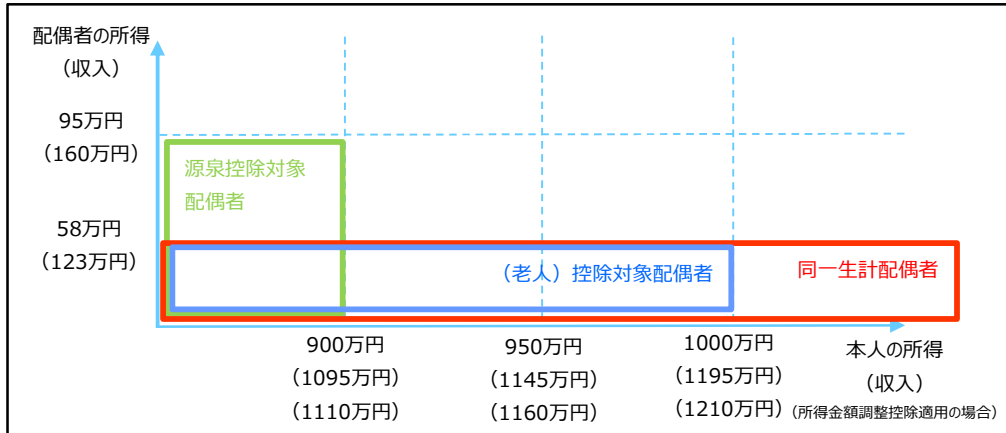
※配偶者の所得が58万円以下でも、本人の所得が1,000万円超の場合、配偶者控除や老人加算を受けられません。（障害者控除のみ受けることができます）

③『源泉控除対象配偶者』

配偶者の所得が95万円以下かつ本人の所得が900万円以下の場合、『源泉控除対象配偶者』となります。源泉控除対象配偶者は配偶者控除（又は配偶者特別控除）を満額受けることができます。

⇒上記①②③に該当する方を「A 配偶者」欄へ記入してください。

<<配偶者の各定義の範囲>>



2. 扶養控除等申告書の記入欄について

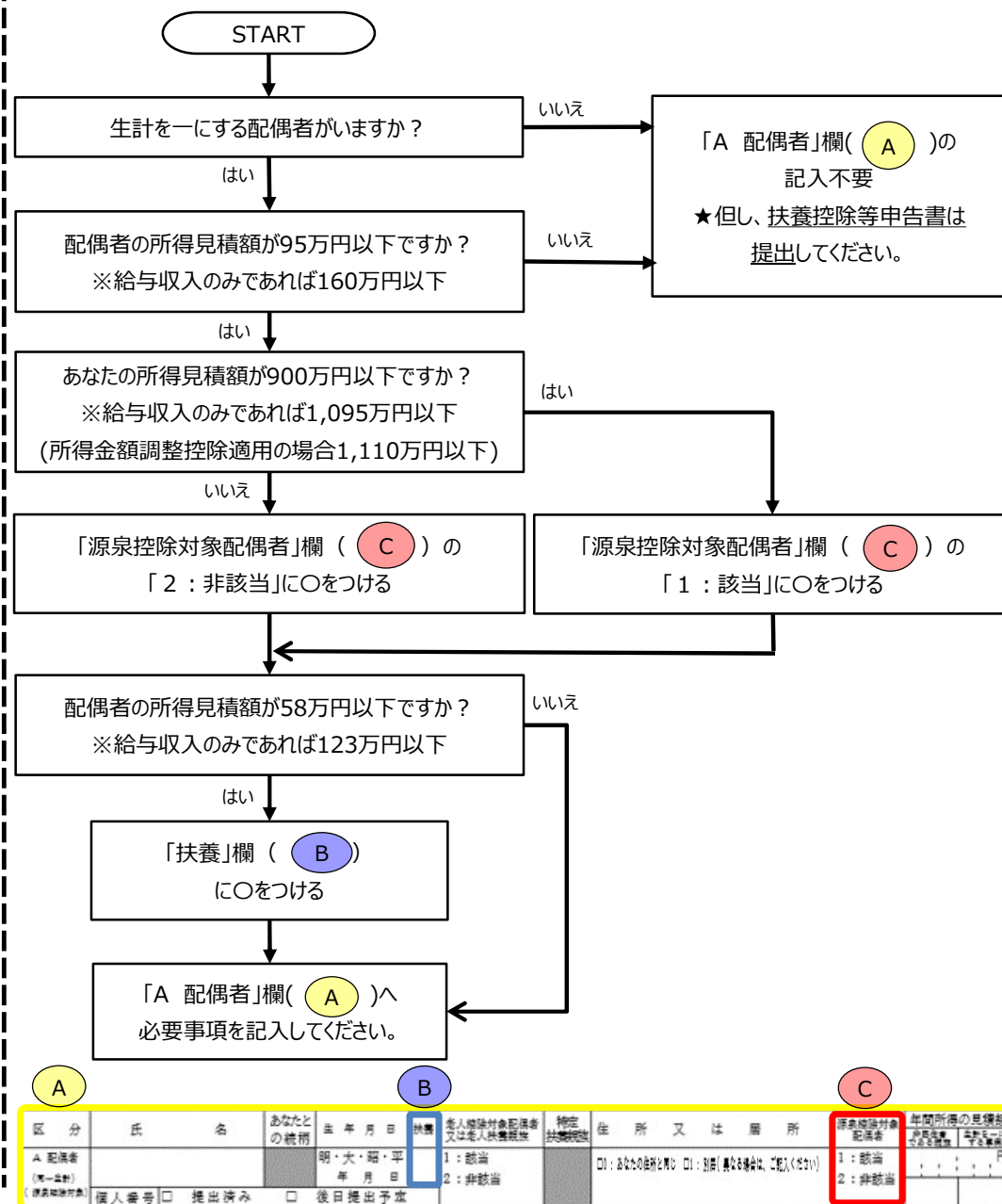
区分	氏名	あなたの続柄	生年月日	扶養	老人加算対象配偶者 又は老人扶養親族	特定扶養親族	住所又は居所	源泉控除対象 配偶者	年間所得の見積額
A 配偶者 (同一生計)		明・大・昭・平	年 月 日	1: 該当 2: 非該当				1: 該当 2: 非該当	円

「扶養」欄: 配偶者の所得が58万円以下の場合、「○」を記入してください。

「源泉控除対象配偶者」欄: ③『源泉控除対象配偶者』に該当する場合、「1: 該当」に「○」を付けてください。

それ以外の場合、「2: 非該当」に「○」を付けてください。

3. 記入のフローチャート



区分	氏名	あなたの続柄	生年月日	扶養	老人加算対象配偶者 又は老人扶養親族	特定扶養親族	住所又は居所	源泉控除対象 配偶者	年間所得の見積額
A 配偶者 (同一生計)		明・大・昭・平	年 月 日	1: 該当 2: 非該当				1: 該当 2: 非該当	円

★扶養控除等申告書及び配偶者控除等申告書の記入例

例1 ・本人の所得：800万円

・配偶者：○山 花子さん 昭和10年11月25日生まれ(70歳以上)、所得：23万円

【扶養控除等申告書の「A 配偶者」欄】

区分	氏名	あなたとの続柄	生年月日	扶養	老人控除対象配偶者又は老人扶養親族	特定扶養親族又は特定親族	住所又は居所	課税控除対象配偶者	年間所得の見積額 生計を一にする事実
A 配偶者 (同一生計) (源泉控除対象)	○山 花子		明・大・ 昭 ・平 10年11月25日	○	①：該当 ②：非該当		<input checked="" type="checkbox"/> :あなたの住所と同じ <input type="checkbox"/> :別居(下記に記入)	①：該当 ②：非該当	23,0000 円
個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 提出済み <input type="checkbox"/> 後日提出予定									

【配偶者控除等申告書】

(フリガナ) 配偶者の氏名 ○山 花子	判定①、②、③に該当するとき <input checked="" type="checkbox"/>	扶養控除申告書の記載内容と同じ	判定④に該当するとき <input type="checkbox"/>	配偶者の個人番号	配偶者の生年月日	判定 ① 58万円以下かつ年齢70歳以上(老人扶養) ② 58万円以下かつ年齢70歳未満(扶養) ③ 58万円超95万円以下 ④ 95万円超133万円以下 ⑤ 133万円超	区分Ⅱ ① ② ③ ④ ⑤
	<input type="checkbox"/> 提出済み <input type="checkbox"/> 後日提出予定			明大 昭平 年 月 日	あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所		

【基礎控除申告書の「控除額の計算」欄】

判定	<input type="checkbox"/>	132万円以下	95万円
	<input type="checkbox"/>	132万円超 336万円以下	88万円
	<input type="checkbox"/>	336万円超 489万円以下	68万円
	<input type="checkbox"/>	489万円超 655万円以下	63万円
	<input checked="" type="checkbox"/>	655万円超 900万円以下	58万円
	<input type="checkbox"/>	900万円超 950万円以下	48万円
	<input type="checkbox"/>	950万円超 1,000万円以下	32万円
	<input type="checkbox"/>	1,000万円超 2,350万円以下	16万円
	<input type="checkbox"/>	2,350万円超 2,400万円以下	0万円
	<input type="checkbox"/>	2,400万円超 2,450万円以下	
<input type="checkbox"/>	2,450万円超 2,500万円以下		
<input type="checkbox"/>	2,500万円超		

区分Ⅰ
A (左のA~Dを記載)
基礎控除の額
580,000 円

※「区分Ⅰ」及び「基礎控除の額」欄は「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

○ 控除額の計算

区分Ⅰ	区分Ⅱ											
	①	②	③	④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額」(千円の金額))						⑤		
A	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円	0円
B	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円	0円
C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円	0円
D	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

配偶者控除の額	480,000 円
配偶者特別控除の額	0 円

※「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」及び「配偶者特別控除対象」欄は上記「判定」及び「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

例2 ・本人の所得：920万円

・配偶者：○山 花子さん 昭和42年11月25日生まれ、所得：30万円

【扶養控除等申告書の「A 配偶者」欄】

区分	氏名	あなたとの続柄	生年月日	扶養	老人控除対象配偶者又は老人扶養親族	特定扶養親族又は特定親族	住所又は居所	課税控除対象配偶者	年間所得の見積額 生計を一にする事実
A 配偶者 (同一生計) (源泉控除対象)	○山 花子		明・大・ 昭 ・平 42年11月25日	○	①：該当 ②：非該当		<input checked="" type="checkbox"/> :あなたの住所と同じ <input type="checkbox"/> :別居(下記に記入)	①：該当 ②：非該当	30,0000 円
個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 提出済み <input type="checkbox"/> 後日提出予定									

【配偶者控除等申告書】

(フリガナ) 配偶者の氏名 ○山 花子	判定①、②、③に該当するとき <input checked="" type="checkbox"/>	扶養控除申告書の記載内容と同じ	判定④に該当するとき <input type="checkbox"/>	配偶者の個人番号	配偶者の生年月日	判定 ① 58万円以下かつ年齢70歳以上(老人扶養) ② 58万円以下かつ年齢70歳未満(扶養) ③ 58万円超95万円以下 ④ 95万円超133万円以下 ⑤ 133万円超	区分Ⅱ ① ② ③ ④ ⑤
	<input type="checkbox"/> 提出済み <input type="checkbox"/> 後日提出予定			明大 昭平 年 月 日	あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所		

【基礎控除申告書の「控除額の計算」欄】

判定	<input type="checkbox"/>	132万円以下	95万円
	<input type="checkbox"/>	132万円超 336万円以下	88万円
	<input type="checkbox"/>	336万円超 489万円以下	68万円
	<input type="checkbox"/>	489万円超 655万円以下	63万円
	<input type="checkbox"/>	655万円超 900万円以下	58万円
	<input checked="" type="checkbox"/>	900万円超 950万円以下	48万円
	<input type="checkbox"/>	950万円超 1,000万円以下	32万円
	<input type="checkbox"/>	1,000万円超 2,350万円以下	16万円
	<input type="checkbox"/>	2,350万円超 2,400万円以下	0万円
	<input type="checkbox"/>	2,400万円超 2,450万円以下	
<input type="checkbox"/>	2,450万円超 2,500万円以下		
<input type="checkbox"/>	2,500万円超		

区分Ⅰ
B (左のA~Dを記載)
基礎控除の額
580,000 円

※「区分Ⅰ」及び「基礎控除の額」欄は「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

○ 控除額の計算

区分Ⅰ	区分Ⅱ											
	①	②	③	④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額」(千円の金額))						⑤		
A	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円	0円
B	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円	0円
C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円	0円
D	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

配偶者控除の額	260,000 円
配偶者特別控除の額	0 円

※「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」及び「配偶者特別控除対象」欄は上記「判定」及び「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

★扶養控除等申告書及び配偶者控除等申告書の記入例

例3 ・本人の所得：970万円

・配偶者：○山 花子さん 昭和42年11月25日生まれ、所得：60万円

【扶養控除等申告書の「A 配偶者」欄】

区分	氏名	あなたとの続柄	生年月日	扶養	老人控除対象配偶者又は老人扶養親族	特定扶養親族又は特定親族	住所又は居所	源泉控除対象配偶者	年間所得の見積額 生計を一にする事実
A 配偶者 (同一生計) (源泉控除対象)	○山 花子		明・大・昭・平 42年11月25日		1：該当 2：非該当		<input checked="" type="checkbox"/> :あなたの住所と同じ <input type="checkbox"/> :別居(下記に記入)	1：該当 2：非該当	60,0000 円
		個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 提出済み <input type="checkbox"/> 後日提出予定							

【配偶者控除等申告書】

(フリガナ) 配偶者の氏名	判定①、②、③に 該当するとき	<input checked="" type="checkbox"/> 扶養控除申告書の記載内容と同じ <input type="checkbox"/> 提出済み <input type="checkbox"/> 後日提出予定	配偶者の生年月日	判定④に 該当するとき	判定					区分Ⅱ	
					配偶者の個人番号	配偶者の生年月日	あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	非居住者である配偶者	生計を一にする事実		<input type="checkbox"/> 58万円以下かつ年齢70歳以上(老人扶養)
○山 花子			明大昭平								③

【基礎控除申告書の「控除額の計算」欄】

判定	区分Ⅰ		区分Ⅱ										配偶者控除の額		
	①	②	④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額」)(千円の金額)										⑤	配偶者特別控除の額	
判定	A	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円	0円	0円	130,000円
	B	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円	0円		
	C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円	0円		
	D	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円		
摘要		配偶者控除		配偶者特別控除											

例4 ・本人の所得：970万円

・配偶者：○山 花子さん 昭和42年11月25日生まれ、所得：97万円

【扶養控除等申告書の「A 配偶者」欄】

区分	氏名	あなたとの続柄	生年月日	扶養	老人控除対象配偶者又は老人扶養親族	特定扶養親族又は特定親族	住所又は居所	源泉控除対象配偶者	年間所得の見積額 生計を一にする事実
A 配偶者 (同一生計) (源泉控除対象)	記入不要		明・大・昭・平 年月日		1：該当 2：非該当		<input type="checkbox"/> :あなたの住所と同じ <input type="checkbox"/> :別居(下記に記入)	1：該当 2：非該当	円
		個人番号 <input type="checkbox"/> 提出済み <input type="checkbox"/> 後日提出予定							

【配偶者控除等申告書】

(フリガナ) 配偶者の氏名	判定①、②、③に 該当するとき	<input type="checkbox"/> 扶養控除申告書の記載内容と同じ <input checked="" type="checkbox"/> 提出済み <input type="checkbox"/> 後日提出予定	配偶者の生年月日	判定④に 該当するとき	判定					区分Ⅱ	
					配偶者の個人番号	配偶者の生年月日	あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	非居住者である配偶者	生計を一にする事実		<input type="checkbox"/> 58万円以下かつ年齢70歳以上(老人扶養)
○山 花子			明大昭平								④

【基礎控除申告書の「控除額の計算」欄】

判定	区分Ⅰ		区分Ⅱ										配偶者控除の額		
	①	②	④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額」)(千円の金額)										⑤	配偶者特別控除の額	
判定	A	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円	0円	0円	120,000円
	B	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円	0円		
	C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円	0円		
	D	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円		
摘要		配偶者控除		配偶者特別控除											

配偶者の所得が95万円超133万円以下の場合（区分Ⅱが④に該当する場合）、【扶養控除等申告書】の「A 配偶者」欄の記入は不要ですが、配偶者特別控除を受けることができますので、【配偶者控除等申告書】欄は必ず記入してください。

6. 所得金額調整控除申告書の記入例

例1 扶養親族が年齢23歳未満：○山 三郎さん 令和01年11月14日生まれ

・本人の収入……900万円

・本人の所得……700万円 所得金額調整控除額を引いた所得金額 = 9,000,000円 - 1,950,000円 - (9,000,000円 - 8,500,000円) × 10%

【所得金額調整控除申告書】

○ 年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「☆扶養親族等」欄及び「★特別障害者」欄に該当する者について記載してください。
 なお、「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載することで差し支えありません。
 ○ 年末調整における所得金額調整控除の額については給与の支払い者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する欄はありません。

要件	<input type="checkbox"/> あなた自身が特別障害者 (右の★欄のみを記載)	☆扶養親族等 (フリガナ) 同一生計配偶者又は扶養親族の氏名	左記の者の個人番号		左記の者の生年月日		★特別障害者 特別障害者に該当する事実 (裏面「3-2(4)」を参照)	
	<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者(注)が特別障害者 (右の☆欄及び★欄のみを記載)		<input checked="" type="checkbox"/> 提出済み	<input type="checkbox"/> 後日提出予定	明大平 01年11月14日			
	<input type="checkbox"/> 扶養親族が特別障害者 (右の☆欄及び★欄のみを記載)		○ヤマ サブロ		あなたと左記の者の住所又は居所が異なる場合の左記の者の住所又は居所	左記の者の住所又は居所		左記の者の合計所得金額(見積額)
	<input checked="" type="checkbox"/> 扶養親族が年齢23歳未満 (右の☆欄のみを記載)		○山 三郎			三男		0円

(注) 「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払いを受ける人及び白色専従者を除きます。)で、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下)の人をいいます。

【基礎控除申告書の「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」欄】

【扶養控除等申告書の「16歳未満の扶養親族」欄】

所得の種類	収入金額	所得金額 (裏面「4(1)」を参照)	氏名	あなたの の続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外国扶養親族 非居住者である親族	年間所得の見積額 (※: 右記参照)
(1) 給与所得	9,000,000円	7,000,000円	○山 三郎	三男	平大 01年11月14日	○: あなたの住所と同じ □: 別居(異なる場合は、ご記入ください)	※控除対象外国扶養親族は○を記載	0円

例2 他の所得者の扶養親族が年齢23歳未満：○山 三郎さん 令和01年11月14日生まれ

・本人の収入……1,100万円

・本人の所得……890万円 所得金額調整控除額を引いた所得金額 = 11,000,000円 - 1,950,000円 - (10,000,000円 - 8,500,000円) × 10%

【所得金額調整控除申告書】

○ 年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「☆扶養親族等」欄及び「★特別障害者」欄に該当する者について記載してください。
 なお、「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載することで差し支えありません。
 ○ 年末調整における所得金額調整控除の額については給与の支払い者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する欄はありません。

要件	<input type="checkbox"/> あなた自身が特別障害者 (右の★欄のみを記載)	☆扶養親族等 (フリガナ) 同一生計配偶者又は扶養親族の氏名	左記の者の個人番号		左記の者の生年月日		★特別障害者 特別障害者に該当する事実 (裏面「3-2(4)」を参照)	
	<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者(注)が特別障害者 (右の☆欄及び★欄のみを記載)		<input checked="" type="checkbox"/> 提出済み	<input type="checkbox"/> 後日提出予定	明大平 01年11月14日			
	<input type="checkbox"/> 扶養親族が特別障害者 (右の☆欄及び★欄のみを記載)		○ヤマ サブロ		あなたと左記の者の住所又は居所が異なる場合の左記の者の住所又は居所	左記の者の住所又は居所		左記の者の合計所得金額(見積額)
	<input checked="" type="checkbox"/> 扶養親族が年齢23歳未満 (右の☆欄のみを記載)		○山 三郎		東京都品川区○-○○-○	三男		0円

(注) 「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払いを受ける人及び白色専従者を除きます。)で、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下)の人をいいます。

【基礎控除申告書の「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」欄】

【扶養控除等申告書の「D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等」欄】

所得の種類	収入金額	所得金額 (裏面「4(1)」を参照)	D 他の所得者が 控除を受ける 扶養親族等	氏名	あなたの の続柄	生年月日	住所又は居所	控除を受ける他の所得者	
				氏名	続柄	住所又は居所	氏名	住所又は居所	
(1) 給与所得	11,000,000円	8,900,000円		○山 三郎	三男	令和 01.11.14	東京都品川区○-○○-○	○山 花子	妻 東京都品川区 ○-○○-○